

東海大学体育会空手部 部則

(改訂版)

昭和51年4月1日 施行

平成24年2月18日一部改訂

東海大学体育会空手部 部則

第一章 総則

(目的)

第1条

この部則は、東海大学体育会空手部及び同部員に関する事項を定めたものである。

第2条

東海大学体育会空手部（以下 本部と称す）は、「神奈川県平塚市北金目四丁目1番1号 東海大学湘南キャンパス」に本部を設置する。

第3条

本部は、部員相互の協力の基に体育会を通じてより良き学風を培う事を目的とする。

(本部員の定義)

第4条

この部則で本部員とは、別に定められた手続きにより入部した者をいう。

(遵守義務)

第5条

本部員は、この部則及び指導者の命又は指示に従い自己の行動に対し責任を重んじて稽古に精励し同僚と互いに助け合い礼儀を重んじ、もって部内秩序の維持に協力をしなければならない。指導者は常に同部員の人格と自主性を尊重し、率先してその責務を遂行しなければならない。

第6条

本部員は、部費を納入する義務を負う。

第7条

本部員は、春夏合宿及び強化練習に参加する事。

第8条

本部員は、大学卒業時まで部活動を行う事。

第9条

本部は、この目的達成の為、役員会・幹部会・部員会の機関を置くが詳細は別状に定める。

第二章 修養

第一節 稽古期間及び服装

(期間)

第10条

本部員の稽古期間は、本大学開講期間中すべてとする。但し、第一章七条に定めたとく休校中にも行う事もある。

第11条

部員は、稽古に積極的に参加し、無断欠席は認めない。

(服装)

第12条

本部員の稽古における服装は、白地の空手衣、又はトレーニングパンツ、シャツを着用する事。

第13条

本部員が公式行事等に出席する場合は、空手部の正装を着用する。
また日常生活においても常に清潔なる服装を心がける事。

第二節 遅刻・早退及び欠席

(遅刻・早退)

第14条

本部員が病気その他、やむを得ない事情により遅刻・早退、稽古時間中の離脱が生じた場合、同稽古中の最高責任者に許可を受けなければならない。

(欠席)

第15条

本部員は病気その他、やむを得ない理由で欠席する時は、その理由と欠席予定日を記し、あらかじめ欠席届を提出する。但し、その余裕が無い時は、事後速やかに届け出なければならない。
病気欠席連続7日以上に及ぶ時、または7日未満でも必要ある時は、医師の診断書をそえて届け出なければならない。

第三章 入部・休部・退部・除名

第一節 入部

(入部)

第16条

東海大学に籍を持ち、入部を希望する者の中より選考の上、所定の手続きを経た者を本部員と認める。

(書類の提出)

第17条

入部を希望するものは、下記の書類を本部に提出しなければならない。

- ① 誓約書
- ② 健康診断書

(入部金)

第18条

本部に入部を希望するものは、入部の際 入部金を支払う義務を負う。

(交付)

第19条

本部に入部を許可された者は、誓約書及び入部金と引き換えに、部員の証として、空手部正装用のブレザーエンブレムが交付される。但し、ブレザーエンブレム交付は夏合宿終了後となる。

第二節 休部

(休部)

第20条

本部員が自己の病気、その他やむを得ない理由により休部を願い出、本部においてその理由を正当と認めたとき。

(休部期間)

第21条

休部期間は、一ヶ月とする。ただし必要と認めたときは、その期間を伸縮することがある。

第三節 退部・除名

(退部)

第22条

本部員が自己の病気その他のやむを得ない理由で退部を願い出て、本部において、その理由を正当と認めたとき。

(退部届)

第23条

本部員が退部をしようとする時は、所定の手続きを経て願い出し、その許可があるまでは、従前の義務を続けなければならない。

(除名)

第24条

本部員が下記の各項の一つでも該当する時は、幹部会の決議により役員会・部員会の承認を得て除名にする。

1. 本部の部則に反したり、又不名誉な言動で秩序風紀を乱したとき。
2. 正当な理由なしに、無届欠席があった者。

(資格喪失)

第25条

本部員が下記の各項の一つでも該当する時は、その資格を失う。

1. 退部を願い出て、承認されたとき。
2. 卒業をしたとき。
3. 除名されたとき。

第26条

本部員としての資格を失った時は、部員たるを象徴する一切のものを無条件返納しなければならない。

第四章 運営及び管理

第一節

第27条

本部に下記のごとく役員を置く。

部長、顧問、監督、副監督、コーチ（以下OB役員と称す）

主将、副将、総務、会計、学連委員、体育会常任委員（以下学生役員と称す）

第28条

部長は、部を代表し役員会を組織して、部の発展と正常なる運営を計る。
またその選出は幹部会にて選定し、OB総会、部員会の承認を得る。

第29条

顧問は、部の充実と発展に寄与する。
選出は、幹部会にて選定し、OB総会、部員会の承認を得る。

第30条

監督は、OB総会に於いて原則として東海大学体育会空手部で修行をした者から選出され、全ての試合行事に付き添い、部員を指導監督する。

第31条

副監督は、監督を補佐し、監督に事故あるとき、これを代行する。
また選出は、第30条に準ずる。

第32条

コーチは、監督、副監督の指導方針に従い、部員に適切な指導を行う。
選出は、第30条に準ずる。

第33条

主将は、部員を統括し、体育会方針に従って部活動を行う。

第34条

副将は、主将を補佐し、主将に事故あるときは、これを代行する。

第35条

総務は、部長及び主将の指示の基に部の事務一切を遂行する。

第36条

会計は、部の全ての収入支出一切を司る。また毎年前期及び後期の終わりに、決算報告を行い、部員会の承認を得る。

第37条

学連委員は、全日本学生空手道連盟・関東学生空手道連盟に部代表として出席し、対外活動を遂行する。

第38条

体育会常任委員は、空手部員として、体育会運営に参画し、あわせて学園内の親睦・発展に寄与する。

第39条

海洋体育会空手部主将は、海洋学部空手部部員を統轄し、本部と協調して活動を行う。

第40条

学生役員の選出は、役員会にて選出し、部員会、OB総会にて承認する。

第41条

学生役員の選出は、11月に行い、役務期間は1年とする。
OB役員選出期間及び役務期間は、OB会会則に依る。

第二節 役員会

第42条

本会は、OB役員、学生役員にて構成される。

第43条

本会は、各会において決議された事項を討議し承認する。また第40条における選出も合わせ行う。

第三節 幹部会

第44条

本会は、主将、副将、会計、学連委員、体育会常任委員にて構成される。

第45条

本会は必要に応じて、逐次開会される。

第四節 部員会

第46条

本会は、全部員にて構成され、三分の二以上の出席のもとに開会される。

第47条

本会は、定例部員会として、毎年5月、11月の二回にわたり開会される。

第48条

本会は必要に応じ、逐次臨時部員会を開く事がある。

第五章 財政

第49条

本部の財政は、体育会からの予算、入部金、部費（初年度始めに決定する）、及び臨時部費、その他にて成立する。

第50条

本部は必要に応じ部員会の承認を得、臨時部費を徴収する事がある。

第六章 附則

第51条

東海大学在学中、空手部に在籍した者はOB会則に基づき卒業後OB会に入会する権利を有する。

第52条

海洋体育会空手部における活動も本部の方針に協調して活動を行うものとする。

第53条

この部則は、昭和51年4月1日より実施し、平成24年2月18日に一部訂正された。

後記

この部則は、OB会が原案を作成し、且つ修正をしたものを本部員が承認した上で作成したものである。

以上

昭和51年4月1日 施行

平成24年2月18日一部改訂

部歌

春（友情）

1. 春清雲風を呼び
友と競うは技のさえ
大きく高く徳高く
代々木の台に住む我等

夏（闘士）

2. 夏高嶺 富士の山
三保の松原闘士抱く
その名も高き東海の
自由の園に住む我等

秋（和）

3. 秋清練 和は堅し
友の情を胸に秘め
大きく高く徳高く
神宮の森に声響け

冬（忍耐）

4. 冬寒風朝稽古
常に鍛え忍耐（しのび）の数
その名も高き東海の
空手の道に住む我等